

災害時における物資の供給に関する協定書

向日市（以下「甲」という）とフジカ株式会社（以下「乙」という）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、向日市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が被災者等への物資供給と避難所における生活環境の整備を円滑に行うため、乙との協力について必要な事項を定めるものとする。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に対して供給を要請することができる物資は次のとおりとする。

- （1） 段ボールパーテーション
- （2） 段ボール簡易ベッド
- （3） 段ボールケース
- （4） テープ
- （5） ポリ袋
- （6） その他乙の取り扱う商品

（協力要請及び手続）

第3条 甲は災害時に、物資等を確保する必要があると認めたときは、乙に対し、前条に定める物資の供給を要請することができるものとする。

- 2 前項の要請は文書にて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 3 乙は、第1項の要請を受けたときには可能な範囲で応じるものとする。なお、当該の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった物資の供給の見込みについて、甲に通知するものとする。

（物資の引渡し）

第4条 乙は前条第2項により甲が指定した場所に物資を運搬し、甲の職員に引き渡すものとする。

- 2 甲は、乙が物資の運搬に使用する車両が優先車両として通行できるよう配慮するものとする。
- 3 乙は、物資の引き渡し後、速やかに文書にて甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙の物資供給にかかる費用は無償とする。

（平時からの協力）

第6条 乙は、甲が実施する防災訓練等へ業務に支障をきたさない範囲で参加するなど、平時から協力体制を構築するものとする。

（期間及び改廃）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が、この協定を改正し、または廃止しようとするときは、その3か月前までに相手方に文書をもって通知しなければならない。

- 2 協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 7 月 2 8 日

甲 京都府向日市寺戸町中野 2 0 番地

向日市長

乙 滋賀県大津市苗鹿 1 - 1 - 1 7

フジカ株式会社
代表取締役